

添田町第3次障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

添 田 町



# 目次

---

第1章 計画策定の趣旨.....	3
1. 計画の概要.....	3
2. 本計画の新たな視点.....	4
(1) 急激な社会変化に大きな影響を被る人への対応.....	4
(2) SDG s の考え方を取り入れた取組の推進.....	4
(3) 複合的困難に配慮したきめ細かい支援.....	4
第2章 添田町の障がい者を巡る状況.....	7
1. 高齢化に伴う課題.....	7
2. 身体障がい者の状況.....	8
3. 知的障がい者の状況.....	10
4. 精神障がい者の状況.....	11
5. 難病の状況.....	11
第3章 基本理念及び計画体系.....	15
1. 基本理念.....	15
2. 基本目標.....	15
3. 計画体系.....	16
(1) 計画体系見直し経緯.....	16
(2) 計画体系.....	17
第4章 具体的な取組.....	21
基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備.....	21
(1) 障害福祉サービスの充実.....	21
(2) 相談支援・情報提供の充実・意思決定支援.....	24
(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実.....	27
(4) スポーツ・文化活動の推進.....	30
基本目標2 個々人の想いを実現するための支援の充実.....	31
(1) 療育・就学前教育の充実.....	31
(2) 学校教育の充実.....	33
(3) 雇用の促進.....	34
(4) 就労支援の充実.....	35

基本目標3 共に暮らせる地域づくりの推進 .....	37
(1) 人権の尊重と差別の禁止・権利擁護の推進 .....	37
(2) 行政サービスにおける合理的配慮 .....	40
(3) 地域福祉活動・交流活動の推進 .....	41
(4) 安全・安心のまちづくり .....	42
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 .....	49
1 令和8年度の成果目標 .....	49
(1) 施設入所者の地域生活への移行 .....	49
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	50
(3) 地域生活支援の充実 .....	51
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 .....	52
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	53
(6) 相談支援体制の充実・強化等 .....	54
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築 .....	54
2 障害福祉サービスの見込量 .....	55
(1) 訪問系サービス .....	55
(2) 日中活動系サービス .....	57
(3) 居住系サービス .....	60
(4) 相談支援サービス .....	62
3 障がい児福祉サービス .....	63
(1) 障がい児通所支援 .....	63
(2) 障がい児入所支援 .....	64
(3) 相談支援 .....	64
4 任意事業 .....	66
第6章 計画の推進のために .....	69
1 計画の推進 .....	69
(1) 地域での推進体制 .....	69
(2) 全庁的な推進体制の整備 .....	69
2 計画の評価 .....	69

# 第1章 計画策定の趣旨



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画の概要

計画策定の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"><li>● 後期高齢者の増加や障がいの重度化などを背景に、特性に応じた切れ目のない支援の必要性が一層高まるとともに、本町の障がい者をめぐる支援ニーズは多様化・複雑化しています。</li><li>● 「添田町第6次総合計画」にも明記されている「地域共生社会の実現」をめざし取組を推進していきます。</li></ul>
計画の法的位置づけ	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>障がい者計画</u>は、障害者基本法に基づく、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。</li><li>● <u>障がい福祉計画</u>及び<u>障がい児福祉計画</u>は、障がい基本法及び児童福祉法に基づきサービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。</li><li>● 「添田町第6次総合計画」はもちろんのこと、上位計画である「第2期添田町地域福祉計画」との整合を図るとともに、関連する個別計画と調和を図りながら取組を進めていきます。</li></ul>
計画の期間	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの<u>3年間</u>を計画期間とします。</li><li>● 障がい者計画については、令和6年度から令和11年度までの<u>6年間</u>を計画期間とします。</li></ul>
障がいのある人の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいや難病などにより支援を必要とする人に限定せず、支援を行う人も含めた<u>すべての町民を対象</u>とします。</li></ul>
計画の策定体制	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施策の推進にあたっては、進捗状況を把握のうえ、点検・評価を行い、必要に応じた見直しを図ることで、実効性のある取組を進めます。</li></ul>

## 2. 本計画の新たな視点

1

### (1) 急激な社会変化に大きな影響を被る人への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、持病や障がいのある人は大きな影響を受けました。パンデミックに限らず、災害や金融危機、その他あらゆる急激な社会変化が生じたとき、社会的な弱者がよりその影響を強く受ける傾向にあります。また、社会変化が生じるまでは地域に存在する課題が見えづらいことも特徴といえ、平時から地道に継続的に取組を進めることが必要です。本計画の対象とするすべての住民が安心して日常生活を送ることができるよう、取組を進めていきます。

2

### (2) SDGs の考え方を取り入れた取組の推進

本計画はSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すとともに、各分野とSDGsの整合が分かるよう工夫した構成となるよう工夫しました。本計画が目指す地域共生社会と同一の方向性であるSDGsの「誰一人取り残さない」という考え方を取り入れ、だれもが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

3

### (3) 複合的困難に配慮したきめ細かい支援

第2期添田町地域福祉計画では、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められています。障がい福祉においては、障がいのある女性はそれぞれの障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がいのあるこどもは成人とは異なる支援を行う必要があること、障がいのある高齢者は、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があることなど、複合的な困難による課題に配慮しきめ細かい支援をしていきます。

## 第2章 添田町の障がい者を巡る状況

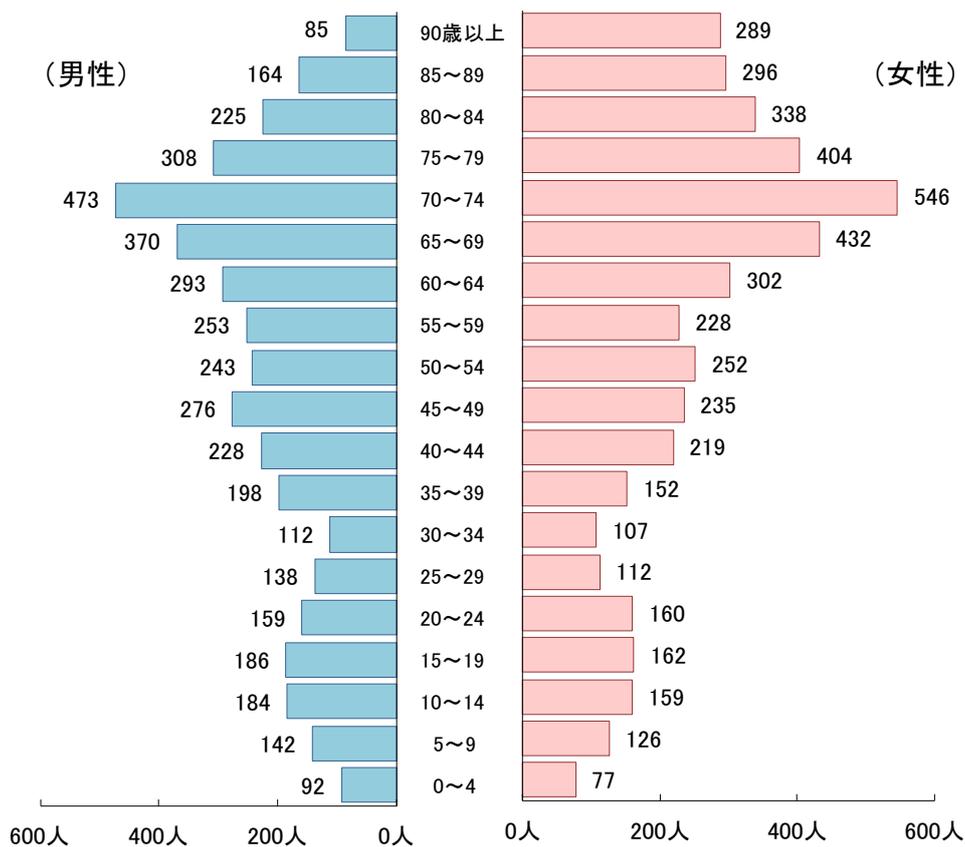


## 第2章 添田町の障がい者を巡る状況

### 1. 高齢化に伴う課題

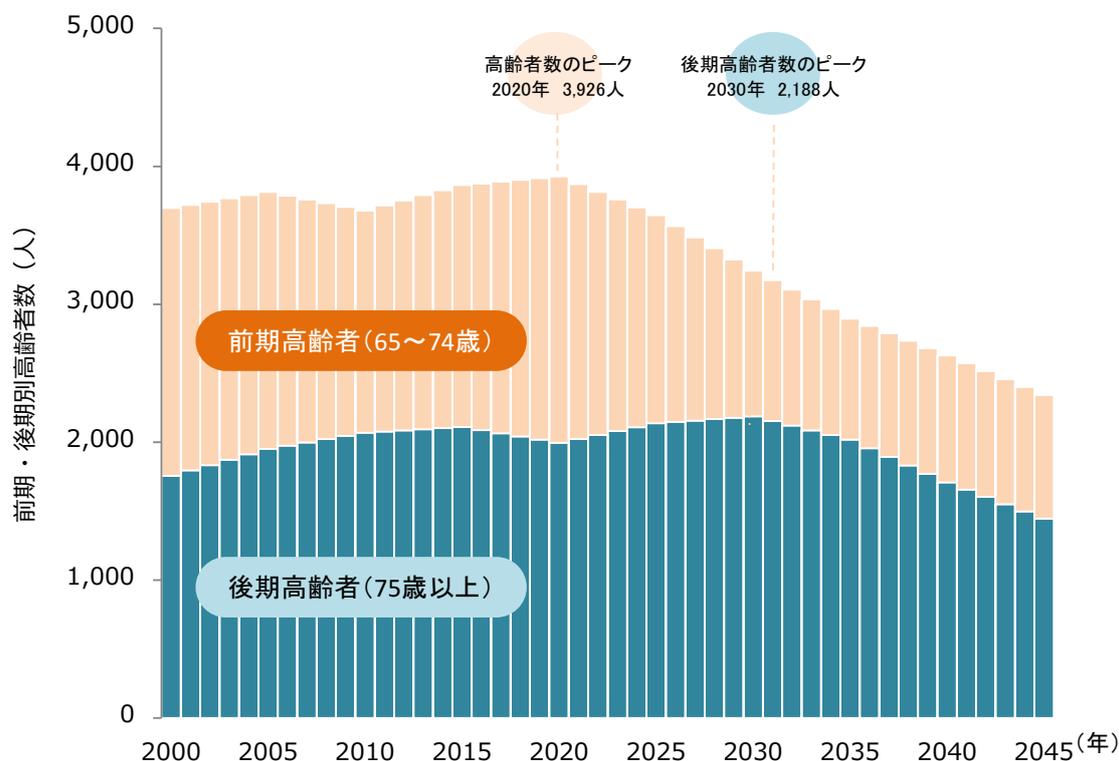
- 本町の75歳以上の高齢者数は、令和7年に第一次ベビーブーム世代が後期高齢者になることから、令和12年まで一貫して増加する見込みです。
- 脳梗塞による麻痺や緑内障による失明など加齢に起因する疾病で障がいとして認定される高齢者の増加の他に、高齢期になる前に障がい認定を受けていた方が年齢を重ねることで高齢者になるケースが今後増加していくことが見込まれます。
- また、障がい者が高齢化するとともに、主な支援の担い手である当事者の親や配偶者も年齢を重ねることから介護の担い手が不足するとともに、やがて身体介護の必要が生じ、医療依存度が増すことが想定されます。

図表1 人口ピラミッド（単位：人）



（出典）住民基本台帳（令和5年3月31日現在）

図表 2 前期・後期別高齢者数の推移



(出典) 総務省「国勢調査」  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## 2. 身体障がい者の状況

- 本町の身体障がい者数は平成 29 年度から一貫して減少傾向にありますが、一旦減少傾向にあった後期高齢者が再び増加に転じ、2030 年まで増加する見込みであることに留意する必要があります。

図表 3 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	197	181	176	171	169	160
2級	112	104	96	90	84	80
3級	110	105	104	96	94	83
4級	166	164	160	163	159	159
5級	41	37	36	36	34	36
6級	58	58	58	54	48	48
合計	684	649	630	610	588	566

(出典) 添田町 (各年度末現在)

- 本町の身体障がい者の84.1%は65歳以上の高齢者です。
- 障がい種別では、肢体不自由が過半数の52.1%となっており、次いで内部障がい障がいが27.4%となっています。

図表 4 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	2	2	0	0	1	0	5
	65歳以上	11	3	3	2	2	1	22
	合計	13	5	3	2	3	1	27
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	3	4	0	3	0	1	11
	65歳以上	6	11	8	24	0	24	73
	合計	9	15	8	27	0	25	84
音声・言語障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	1	0	0	0			1
	65歳以上	0	1	3	0			4
	合計	1	1	3	0	0	0	5
肢体不自由	18歳未満	0	1	1	0	0	0	2
	18～64歳	18	7	4	11	7	3	50
	65歳以上	24	50	51	73	26	19	243
	合計	42	58	56	84	33	22	295
内部障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	14	0	0	7			21
	65歳以上	81	1	13	39			134
	合計	95	1	13	46	0	0	155
合計	18歳未満	0	1	1	0	0	0	2
	18～64歳	38	13	4	21	8	4	88
	65歳以上	122	66	78	138	28	44	476
	合計	160	80	83	159	36	48	566

(出典) 添田町 (令和5年3月31日現在)

### 3. 知的障がい者の状況

- 知的障がい者は平成29年度から令和4年度まで横ばい傾向にあります。その間、本町の人口は13.6%減少していることから、総人口に占める知的障がい者数は1.04%から1.24%に増加しています。
- 令和4年度の知的障がい者のうち70.4%は18～64歳であり、65歳以上は11.1%に過ぎません。これは本町の人口構成とは明らかに異なる傾向です。
- 障がい程度別療育手帳所持者数の推移をみると、A判定は若干の減少傾向であるものの、B判定は5年間で8.7%の増加となっています。

図表5 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	20	18	17	18	19	20
18～64歳	73	72	77	75	77	76
65歳以上	12	12	10	12	12	12
合計	105	102	104	105	108	108
総人口	10,097	9,809	9,526	9,242	8,976	8,725
総人口に占める割合(%)	1.04	1.04	1.09	1.14	1.20	1.24

（出典）添田町（各年度末現在）

図表6 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	36	36	37	36	35	33
B判定	69	66	67	69	73	75
合計	105	102	104	105	108	108

（出典）添田町（各年度末現在）

## 4. 精神障がい者の状況

- 本町における精神障がい者数は明らかな増加傾向にあります。これは、本町の人口減少に伴って減少傾向にある身体障がい者、横ばい傾向にある知的障がい者とは大きく異なります。
- 本町の総人口は減少傾向にあることから、総人口に占める割合は0.82%から1.18%と大幅に増加しています。
- 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみるとすべての等級で増加傾向にあることが分かります。
- また、自立支援医療（精神）利用者数も増加傾向にあります。

図表 7 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	9	8	6	11	11	10
2級	38	39	51	49	48	53
3級	36	43	40	36	40	40
合計	83	90	97	96	99	103
総人口	10,097	9,809	9,526	9,242	8,976	8,725
総人口に占める割合(%)	0.82	0.92	1.02	1.04	1.10	1.18

（出典）添田町（各年度末現在）

図表 8 自立支援医療（精神）利用者数の推移（単位：人）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	145	152	154	156	161	162

（出典）添田町（各年度末現在）

## 5. 難病の状況

- 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移をみると増加傾向にあり、過去5年で22.2%増加しています。

図表 9 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（単位：人）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	72	70	76	80	83	88

（出典）添田町（各年度末現在）



## 第3章 基本理念及び計画体系



## 第3章 基本理念及び計画体系

### 1. 基本理念

障害者基本法は、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

本町では、第6次総合計画において「いつまでも健康で住み続けられる・住みたくなるまち」を将来像（10年後のありたい姿）として掲げています。

本計画は、この理念に則り、障がいの有無にかかわらずその人らしく地域で生きることができまのまちの実現を目指し、基本理念を下記のとおり定めます。

その人らしく地域で生きることができまのまちの実現

### 2. 基本目標

基本理念として掲げた「その人らしく地域で生きることができまのまちの実現」を実現するために、前計画に掲げられた下記3項目の基本目標を継承し、施策を推進していきます。地域住民や様々な関係機関・団体と連携・協力しながら、障がいのある人がその人らしく地域の中で安心して自立した生活を送れるまちづくりを進めます。

基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備

基本目標2 個々人の想いを実現するための支援の充実

基本目標3 共に暮らせる地域づくりの推進

### 3. 計画体系

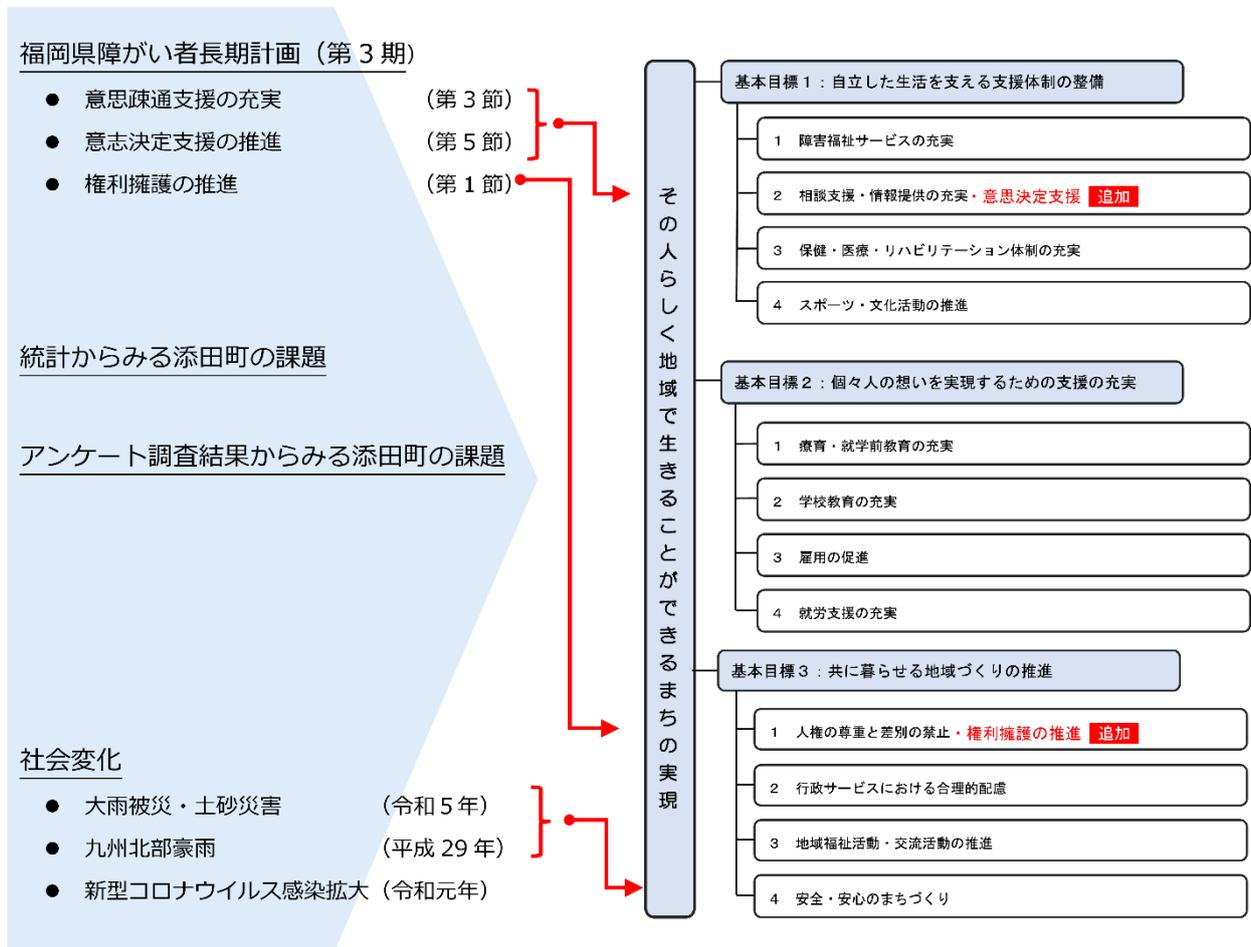
#### (1) 計画体系見直し経緯

基本目標は前計画を継承しましたが、前計画期間中に様々な社会変化があったことから、それら変化に対応するために計画体系を見直しました。

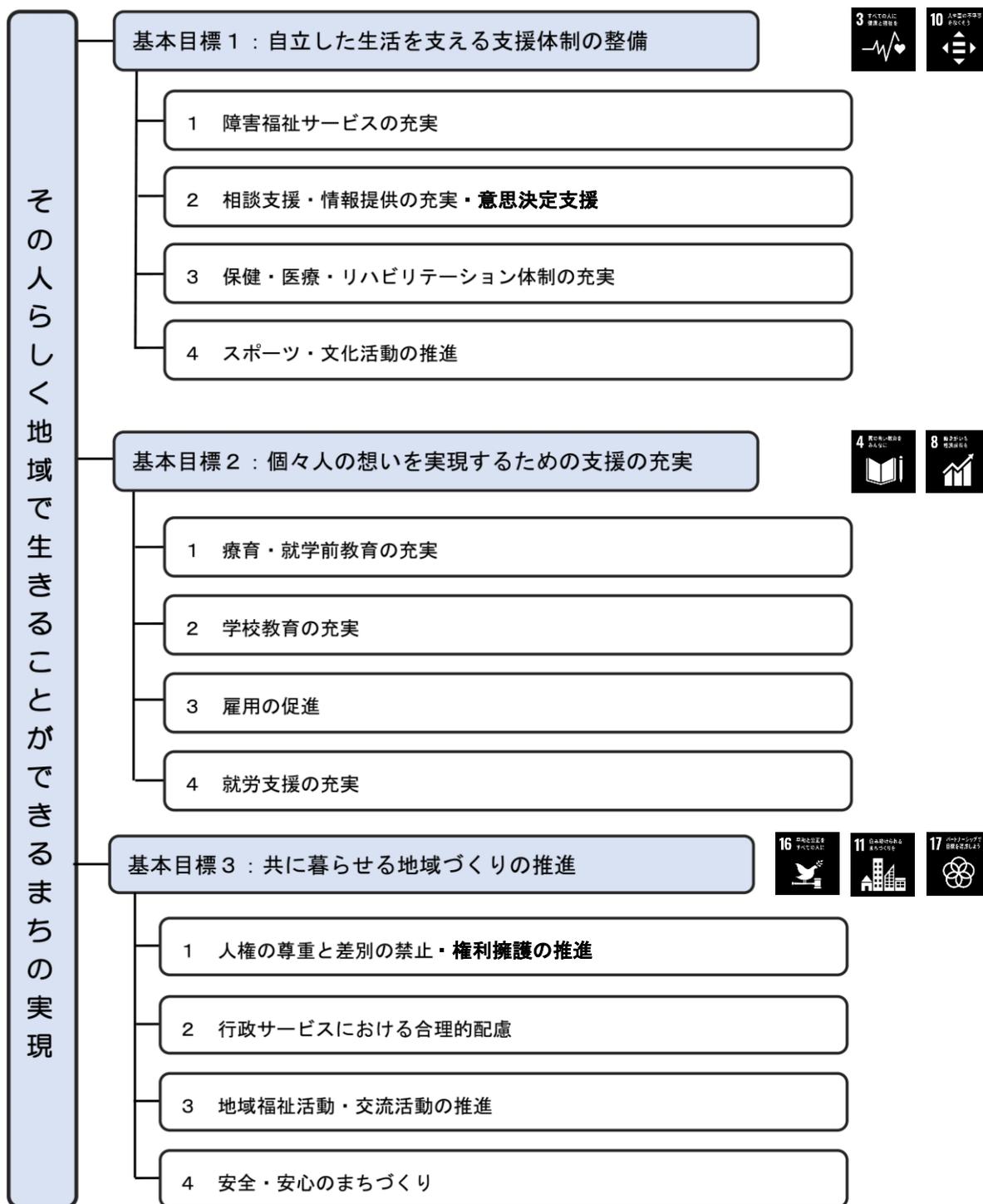
具体的には、県計画である福岡県障がい者長期計画（第3期）との整合を図るとともに、各種統計データやアンケート調査結果から得られた課題への対応、さらには近年頻発する災害に対する町民の不安の声を受けた施策の拡充等を含みます。また、障害者計画等策定委員会での議論の結果も踏まえ計画体系を見直しました。

図表 10 前計画の計画体系を踏まえた見直し経緯

(現状分析結果)



## (2) 計画体系





## 第4章 具体的な取組



## 第4章 具体的な取組

### 基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備

#### (1) 障害福祉サービスの充実



##### 現状と課題

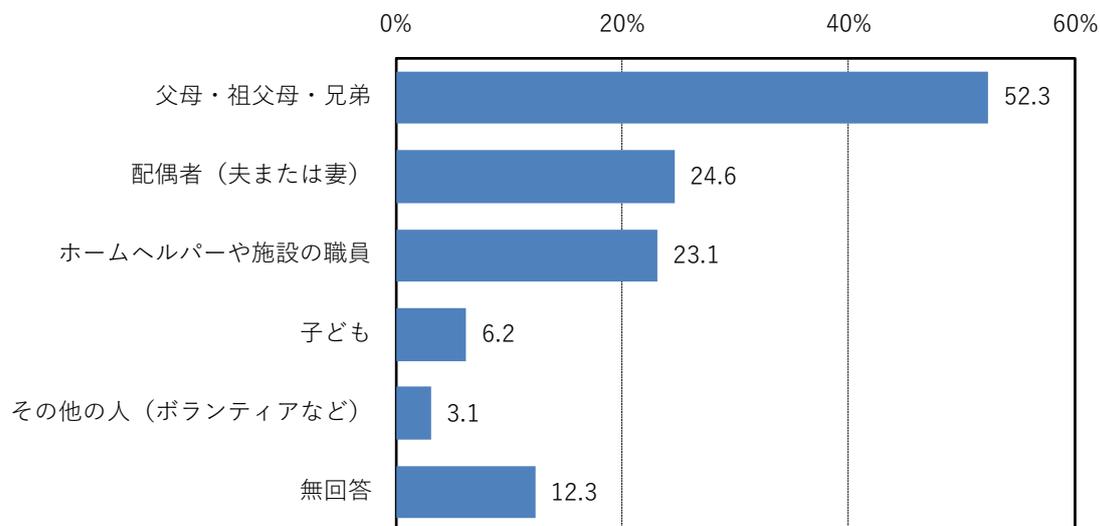
計画策定に先立ち実施した「福祉に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という）で、日常生活において少しでも介助が必要ないと回答された方に主な介助者をたずねたところ、「父母・祖父母・兄弟」との回答が過半数（52.3%）となっています。第2位に挙げられた「配偶者（夫または妻）」（24.6%）を合わせると7割以上（76.9%）となっており、本町に住まう障がいのある人の介助が家族に大きく依存している実態が分かります。

主な家族介助者の健康状態をみると、40歳未満では健康状態が「よい」と回答した人の割合は66.7%となっていますが、65歳以上では31.3%まで低下しており、今後、介助者が高齢となることで介助の負担がこれまで以上に増大してしまったり、家族との死別等で介助する人がいなくなったりする事案が増加してくることが考えられます。

家族介助者は障がいのある人を介助する責任を感じながら暮らしていることから、不安感の解消に努めていく必要があります。

また、感染症等の拡大は、障がいのある人にとって障害福祉サービスの利用が制限されたり、就労支援施設が生産活動を縮小したりするなど大きな影響を受けるため、状況の変化に応じて迅速かつ柔軟な対応をしていくことが大切です。

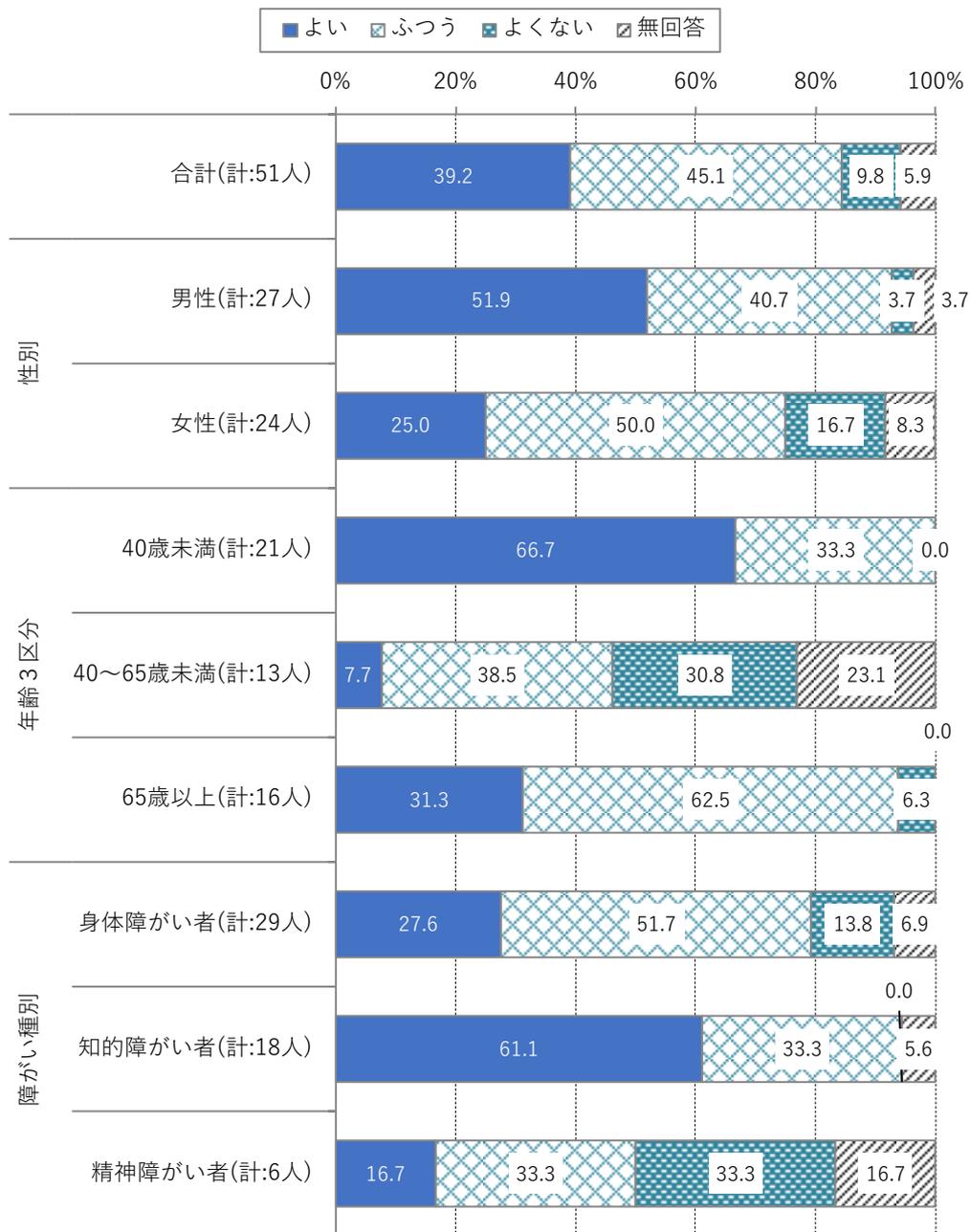
図表 11 主な介助者



計：65人

(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書（令和5年10月）

図表 12 主な家族介助者の健康状態



(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書 (令和5年10月)



## 具体施策

具体的な施策	施策の内容
訪問系サービス及び短期入所サービスの充実	サービス量の確保とともに、障がいの状態に応じた適切なサービスの提供を促進します。また、一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの利用支援に努めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。さらに、共生型サービスの必要に応じた確保に取り組みます。
日中活動系サービスの充実	障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護の各サービスの利用支援に努めます。
居住系サービスの充実	共同生活援助(グループホーム)について、供給体制の整備を図るとともに、住まいの確保に取り組みます。また、自立生活援助の普及・促進により、一人暮らし障がい者の生活支援に取り組みます。
障害児通所支援の充実	障がいのある児童とその家族が適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援の充実を図るとともに、一人ひとりの児童のニーズに応じた教育・保育・医療・福祉の支援を受けられる体制づくりを進めます。
重度障がい児に対する支援	重度の障がいのある児童に対する支援の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする障がい児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関との連携体制の強化を図ります。
地域生活支援事業の推進	地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、任意事業については、利用状況を踏まえたサービスの見直しを検討します。
事業所等との連携による支援体制の構築	サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取組に努めます。また、サービスに関する苦情については、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう指導に努めます。
障がいのある人の地域移行支援	施設入所者や、病院に入院している障がいのある人の地域移行を進めるため、各種サービスの利用支援や、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)事業を推進します。
人材の育成と確保	福祉人材の確保と専門性の向上を目的として、研修・資格取得等の支援、事業所の支援、従業者の待遇改善に向けた支援等に取り組みます。

## (2) 相談支援・情報提供の充実・意思決定支援



### 現状と課題

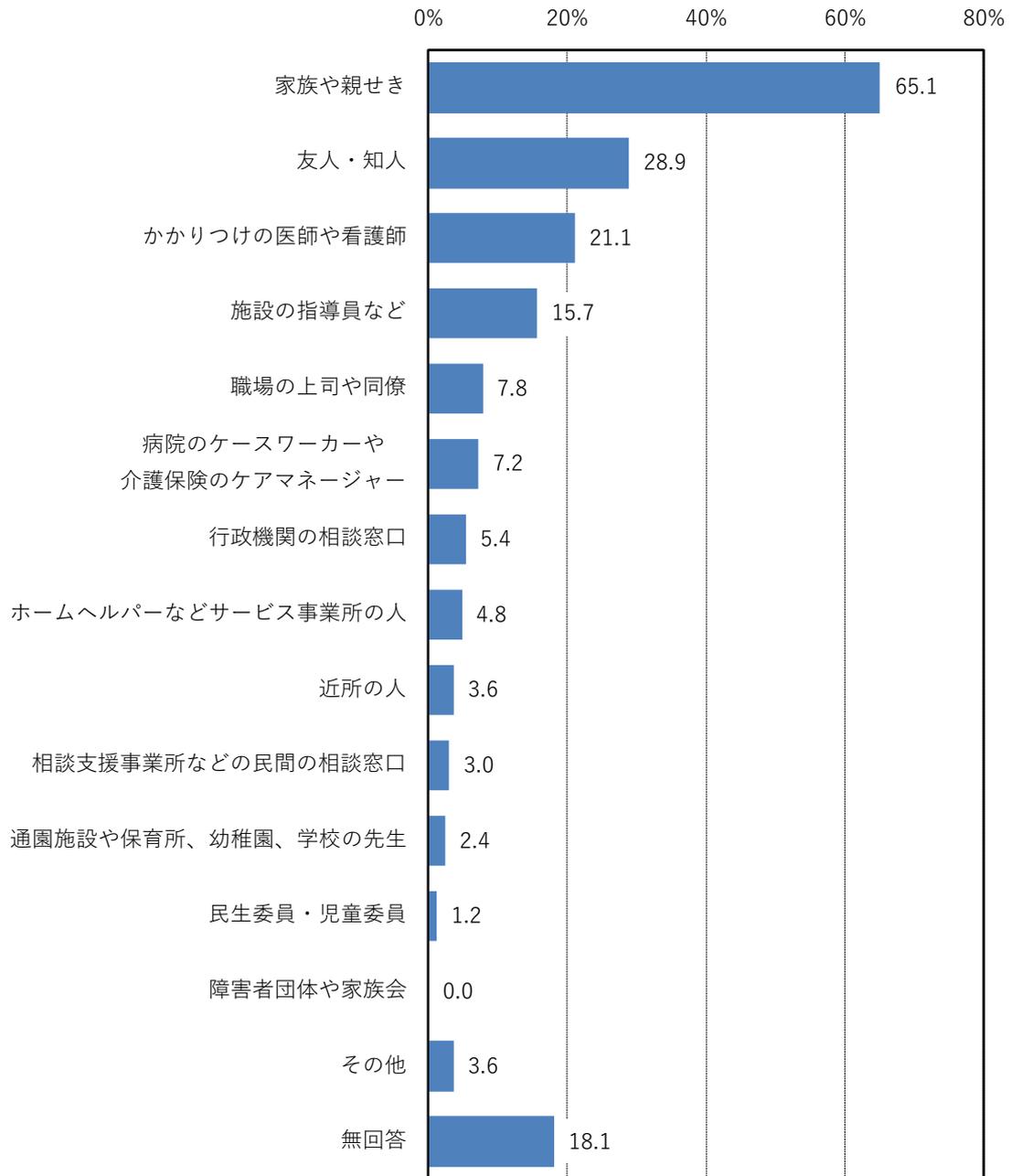
障がい起因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。アンケート調査結果では、悩みや困ったことがあった場合の主な相談先として「家族や親せき」と回答した人が65.1%と圧倒的であり、不安や悩みを身近な人に相談する傾向が高いことが分かります。

家族や親せきに不安や悩みを相談することは極めて自然のことですが、高齢化の進展や核家族化、近隣住民との関係の希薄化などによって身近に気軽に相談できる人がいなくなった場合、障がいのある人が地域で孤立することも十分考えられます。アンケート調査結果では、公的な相談窓口相談するとの回答が相対的に少ないですが、今後、相談したくても周囲に相談できる身近な人が存在しない場合であっても、気軽に相談できる窓口があるのだということを町民に周知していく必要があると言えます。

町としては、当事者が困ったときに気軽に相談でき、速やかな課題の解決につながるよう、専門職員の養成・確保を図るとともに、相談窓口やサービスに関する情報の提供を今後も積極的に進め、気軽にすぐ相談できる環境を作っていくことが必要です。

公的な手続きや情報提供、意思疎通において、障がいのある人が排除されないよう、障がいに応じた配慮を追求するとともに、社会のあらゆる場で合理的配慮の取組が促進されるよう、働きかけを進める必要があります。意思疎通支援の充実に向け、今後も意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳者や点訳者、要約筆記奉仕員などの養成に努める必要があります。

図表 13 悩みや困ったことの相談先



計：166人

(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書 (令和5年10月)



## 具体施策

具体的な施策	施策の内容
相談支援事業の推進	事業所等との連携のもと、障がいのある人からの相談に対応し、助言や情報提供等を支援します。また、相談支援事業者との連携を強化し、障がいのある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともに、相談支援専門員の育成に努めます。さらに、相談支援専門員の確保及びスキルアップ(技術力を高めること)に努めます。
町相談窓口の充実	各相談機関や専門機関との連携を強化し、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。また、福祉サービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言、指導などが受けられる体制づくりに努めます。
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターによる、障がいのある人の総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる広域的な体制整備に努めます。
介護家族への支援	障がいのある人やその家族が悩みを相談したり、情報交換・交流を行ったりできるよう、障がい者団体等の活動を支援します。また、障がいのある人本人だけでなく、その家族からの相談等への対応の充実を図ります。
手話通訳者等の養成	意思疎通支援の充実を図るため、今後も社会福祉協議会などと連携しながら、手話通訳者や点訳者、要約筆記者などの養成に努めます。
コミュニケーション支援事業	意思の伝達に支援が必要な聴覚言語障がい者等に対し、手話通訳等を派遣します。

### (3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実



#### 現状と課題

アンケート調査で、現在医療的ケアを受けている方にその内容を尋ねたところ、「服薬管理」と回答した人が最も多く 40.9%となっています。次いで、「透析」(15.9%)、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」(13.6%)、「吸入」、「胃ろう・腸ろう」、「カテーテル留置」(4.5%)など多岐にわたっていることが分かります。

本町では、こどもの発達上の課題の早期発見を図り、こどもの健全な育成を促すため、健康診査などを実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォロー・療育へとつないでいます。今後も、健診体制の充実や訪問指導、各種相談支援など、関係機関と連携を図りながら、障がいの早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

先天的な疾病や障がいについては、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができることから、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談などの母子保健事業は大切であると考えています。

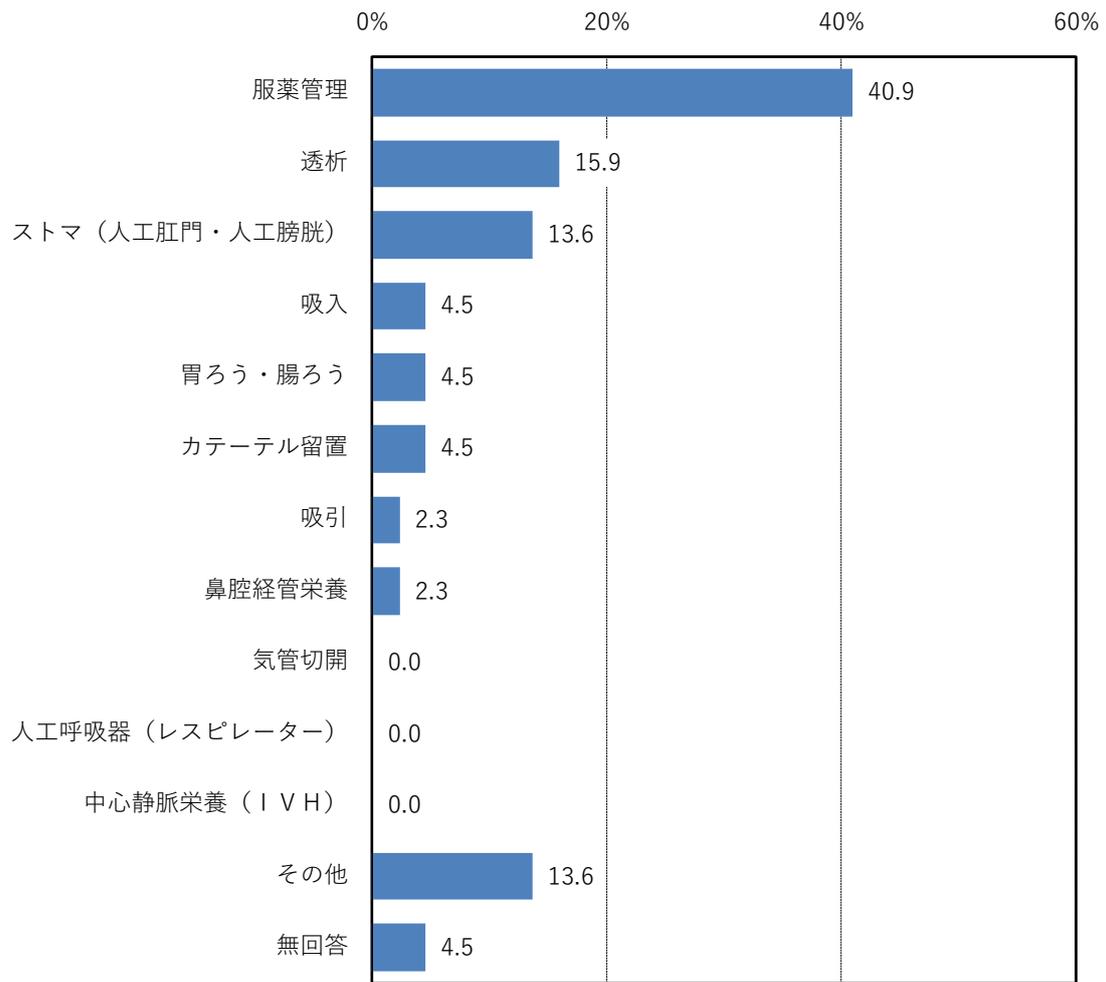
身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策が一定の効果を有するものと考えられます。

一方、精神疾患については、正しい知識を持つことで初期の段階で気づき、早期に医療に繋げることが大切です。しかし、精神疾患に対する理解はまだ十分とは言えず、根深い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取組が必要です。

障がいのある人にとって医療やリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために重要な部分を担っています。社会的入院を解消し、障がいのある人が身近な地域において適切な保健・医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の充実・地域包括ケア体制の構築を図っていく必要があります。

また、難病患者が健康で自立した生活を送ることができるよう、各種事業の実施やその周知を図る必要があります。

図表 14 現在受けている医療的ケアの内容



計：44人

(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書 (令和5年10月)



## 具体施策

具体的な施策	施策の内容
乳幼児健診等の充実	安全・安心な出産の確保や疾病・障がいの早期発見、早期療育につなげていくため、妊婦健診をはじめ、各年代に応じた乳幼児健診の充実を図り、育児不安のある保護者の支援を行います。
乳幼児への保健指導の実施	健康教育・健康相談、母子保健訪問指導等を実施します。
生活習慣病予防対策における健診(検診)等の推進	特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、生活習慣病及びその重症化の予防に努めます。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。特定健診受診率向上対策として、特定健診未受診者への通知、普及啓発(広報・ポスター・チラシ・ホームページなど)を実施します。
健康教育・健康相談の実施	健康教室や健康相談を実施し、町民の健康づくりの支援に努めます。
医療機関などに関する情報提供・相談体制の充実	保健所や医療機関など関係機関との連携を強化し、障がいの状況やニーズに応じて医療機関などに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。
医療費の助成	こどもの健康を保持増進する「こども医療」の助成を行います。
特定疾病・難病患者施策の充実	小児慢性特定疾病児、難病患者等に対して日常生活用具の給付を行い、また、家族の療養上の不安や負担を軽減するなど、国・県と協力しながら適切な支援に努めます。
機能訓練・生活訓練等のリハビリテーションの充実等	身近な地域で生活を送ることができるよう、機能訓練・生活訓練について周知するとともに、サービス利用の促進を図ります。また、補装具、日常生活用具の給付を行い、自立した日常生活に向けての支援を行います。

## (4) スポーツ・文化活動の推進



### 現状と課題

本町では、障がいのある人が文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境の整備を図り、障がいの有無にかかわらず共に活動できる機会創出に努めています。

これらの活動への参加を通じて、交流・余暇活動の充実、体力向上や健康増進等を図り、町民が障がいのある人への理解を深め、すべての障がいのある人の生活を豊かにしていくことが必要です。



### 具体施策

具体的な施策	施策の内容
スポーツを通じた交流の拡充	スポーツが人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障がいのある人たちの自立と社会参加の促進につながるよう充実を図ります。
障がい者スポーツの普及・推進	関係各課の連携を強化し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組めるよう調査・研究を行い、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。
生涯学習の推進	趣味とも結びつくよう、誰もが参加しやすい講座、教室などの充実を図ります。また、一人でも多くの障がいのある人が生涯学習に取り組むことができるよう、町の広報等を利用し、周知を図ります。さらに、気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を収集し、提供します。
文化活動などを通じた交流機会の拡充	関係団体やボランティアなどと連携しながら、交流機会の拡充を図ります。
移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図ります。
参加しやすい環境づくりの推進	公園等の整備・改修にあたっては、障がいのある人が利用できるトイレの設置など、バリアフリー（無障壁）化を進め、快適に利用できるよう、環境づくりを進めます。

## 基本目標 2 個々人の想いを実現するための支援の充実

### (1) 療育・就学前教育の充実



#### 現状と課題

障がいのある人が自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの状態やニーズに応じた一貫した支援・教育を行っていくことが重要です。乳幼児期からの適切な療育や教育は、その後のこどもの学習面や生活面に大きな影響を及ぼすと考えられます。

発達に課題のあるこどもや障がい児の保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。悩みを抱え込んでしまわないよう、身近な地域で困っていることに応えられる支援体制を充実させていくとともに、関係機関が連携して一人ひとりの課題に応じた支援の提供体制を充実させていく必要があります。

本町では、乳幼児健康診査や保健指導等を通じてこどもの発達上の課題の早期発見に努めており、療育が必要と思われる乳幼児の保護者に対し、療育施設の紹介や庁内関係部署との連携を図るなど、関係機関と連携して一人ひとりの課題に応じた支援を行っています。各機関との連携を引き続き強化するとともに、保健センターでの乳幼児健康診査事業の充実を図ることで、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制を整備していく必要があります。

就学前教育においては、個々の状況に応じた支援ができるよう、発達段階に応じたきめ細かな指導や支援が求められています。今後、学校教育への円滑な移行に向けて、就学前教育・保育と学校教育との連携を強めるとともに、増加傾向にある保護者に対する支援のニーズに対応できる体制整備が課題となります。

また、医療的ケア児等の増加及び医療的ケアの多様化に伴い、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるようにするため、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定、同年9月に施行されました。医療的ケア児の日常生活を社会全体で支え、個々の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行うことが求められています。



## 具体施策

具体的な施策	施策の内容
障がいの早期発見・対応	乳幼児健康診査や保健指導を通じて把握した発達の遅れや障がいが疑われる乳幼児の保護者に対して保健師等が発達相談を行います。また、発達相談の実施など、必要に応じて相談機関との連携を図ることを通じて、こどもの障がいと初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援と、医療機関・支援サービス等の適切な情報提供に努めます。
発達障がい等への支援	保健・医療・福祉間の連携を強化し、発達障がいの早期発見と早期療育に努めます。また、発達障がいや高次脳機能障がい等について、県や関係団体との連携を図り、幅広く町民への知識の普及に努めます。
関係機関との連携による療育体制の充実	関係機関の役割分担を明確にし、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。また、乳幼児健康診査事業と相談事業との連携、関係機関の連携強化に努め、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備を図ります。
身近な地域での療育体制の充実	障害児通所支援の実施及び提供基盤の充実により、障がいのあるこどもの療育体制の充実を進め、身近な地域での支援の強化を図ります。
人材の確保	保育園・幼稚園などにおける広汎性発達障がいや学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)をはじめとする発達障がいなどに的確に対応できる人材確保を図ります。
障がい児保育の推進	障がいのあるこどもを受け入れ、一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を行うとともに、他の児童との相互理解を深めるよう、保育士や幼稚園教諭に対する研修などを通じて、専門性や指導力の向上などを図り、保育・教育内容の充実を図ります。
療育相談、就学相談等の実施	障がいのあるこどもの地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障がいのあるこどもを受け入れる保育園等への指導・助言に努めます。また、学齢期に達するこどもに対しては、就学等に関する相談・指導を行うことで、ライフステージにあわせた途切れない支援につなげます。
保育・教育環境の充実	保育園や幼稚園などの環境に対して、障がい者用トイレ、スロープ、手すりの設置など、施設面のバリアフリー化を進めます。また、保育所等訪問支援サービスの拡充と、保育・就学前教育機関における障がいに対する理解の促進を図ります。

## (2) 学校教育の充実



### 現状と課題

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのあるこどもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、障がいのあるこどもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのないこどもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのあるこどもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

本町においても、このインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべてのこどもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。



### 具体施策

具体的な施策	施策の内容
発達障がい児支援の充実	発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導の実施に向け、特別支援学校や保健・医療・福祉などの関係機関と連携しながら、支援の充実を図ります。
教職員の指導力の向上	障がいのある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、支援教育研修をはじめ、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間の実践的な交流などを通じて、教職員の専門性と指導力の向上を図ります。
教育の充実	「障害者への理解と認識を深めるための教育」などを今後も推進しながら、全児童・生徒に対する教育としての支援教育の充実を図ります。また、障がいの状況やニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画及び教育支援計画を作成します。さらに、指導内容や方法の一層の工夫・改善を図り、こども自身の学びを大切に取り組みます。
交流教育の推進	障がいや障がい特性などについて、学習機会の提供をはじめ、障がいのある人等との交流機会の充実や交流教育の推進に努めます。また、支援学級在籍児童・生徒の交流を推進し、地域の中でともに育つ仲間としての意識の醸成に努めます。
学校の施設・設備の充実	児童・生徒の個々の状況や学年進行に伴う、学校施設のバリアフリー化や安全対策、学習指導上必要とする教育機器や学校生活を送るうえで必要とする備品の充実などに努めます。また、登下校の支援や学内での移動の支援等、児童・生徒の教育活動に必要なものを実態に合わせて準備します。

### (3) 雇用の促進



#### 現状と課題

アンケート調査で障がいのある人の現在の就労状況をたずねたところ、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した人の割合は16.9%となっています。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、ハローワーク田川等の関連機関とも連携し、一般就労を促進する必要があります。



#### 具体施策

具体的な施策	施策の内容
他機関との連携による情報提供・相談支援の充実	県や公共職業安定所などの求人情報、雇用情報などの情報提供の充実を図るとともに、県や公共職業安定所、企業等との連携を図り、求人・求職相談、労働相談、障害者雇用相談を充実させます。また、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図りながら障がいのある人の就労を支援し、制度の周知等、障がい者雇用に関する情報を積極的に広報します。
障がいのある人の雇用に関する啓発	町民や企業等の理解を深めるための啓発活動を推進します。障がいのある人を雇用している企業への見学や公共職業安定所からの制度説明等を行い、事業主の障がい者雇用への理解を促進し、雇用の拡大につなげます。また、改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、雇用の場における事業主の差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供義務等について、周知・啓発を進めます。
公的機関による障がいのある人の雇用等	障がいの内容に応じた業務開拓を行う中で、個人が持つ業務能力や知識等が十分に発揮できるよう配慮しながら、本町や本町の関係機関における雇用率を高めるなど、障がいのある人の雇用の促進と継続的な雇用を努めます。また、障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、全庁的に周知し促進を図ります。
企業への支援	障がいのある人の訓練の場を提供する民間事業所に対して、障がいのある人の雇用に関する各種支援制度について周知に努めます。
就労移行支援事業の利用促進	一般就労に向けた訓練を行う場として、就労移行支援事業の利用促進のため、事業の周知に努めます。
多様な働く場の充実	一般就労が困難な方などが福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援事業や生活介護事業などを推進するため、事業の周知に努めるとともに、対象者に応じた就労内容を選択できるよう支援します。

## (4) 就労支援の充実



### 現状と課題

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がいのある人が地域で生活していくための生きがいにもなります。

アンケート調査によると、就労している障がいのある人にその勤務形態をたずねたところ、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」と回答した人の割合は身体障がい者が31.6%であったのに対して、精神障がい者は20.0%、知的障がい者は0.0%でした。このように、就業形態は障がい種別によって大きく異なっています。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がいのある人にとって、訓練を受ける場、働く場として、また一般的就労が困難な障がいのある人に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。

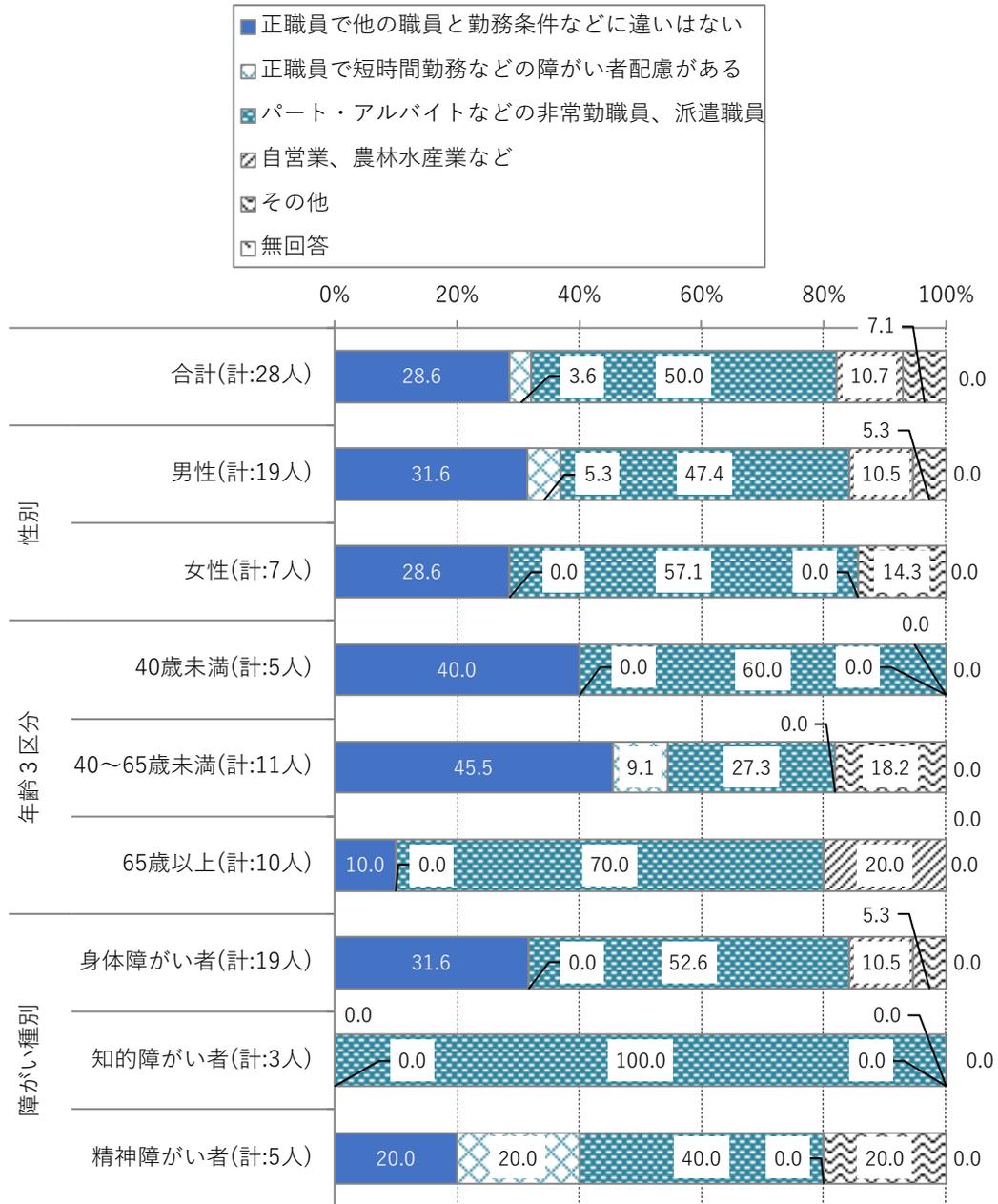
今後も、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。



### 具体施策

具体的な施策	施策の内容
就労相談・雇用相談の充実	県や公共職業安定所等と連携しながら、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図り、障がいのある人の就労を支援します。
職業訓練等への参加促進	国・県などの関係機関で行われる職業訓練・指導などの情報提供を行い、参加促進に努めます。
就労サポート・定着支援の推進	地域の就労課題の共有や関係者のスキルアップ等を図るとともに、就労支援、職場定着支援など、障がいのある人の就労を総合的に支援します。また、平成30年度より新たに障害福祉サービスとして位置づけられた「就労定着支援」について、普及・促進を図ります。

図表 15 どのような勤務形態で働いているか



(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書 (令和5年10月)

## 基本目標 3 共に暮らせる地域づくりの推進

### (1) 人権の尊重と差別の禁止・権利擁護の推進



#### 現状と課題

障がいの有無にかかわらずだれもが安心して暮らせる社会をつくるには、町民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」または「少しある」と回答した人の割合は38.6%となっていることから、今後も障がいについての正しい理解をひろめていくとともに、各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図り、幼少期からの福祉学習の充実やボランティア活動等を通じて障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことで、本町に暮らすすべての人から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があるといえます。

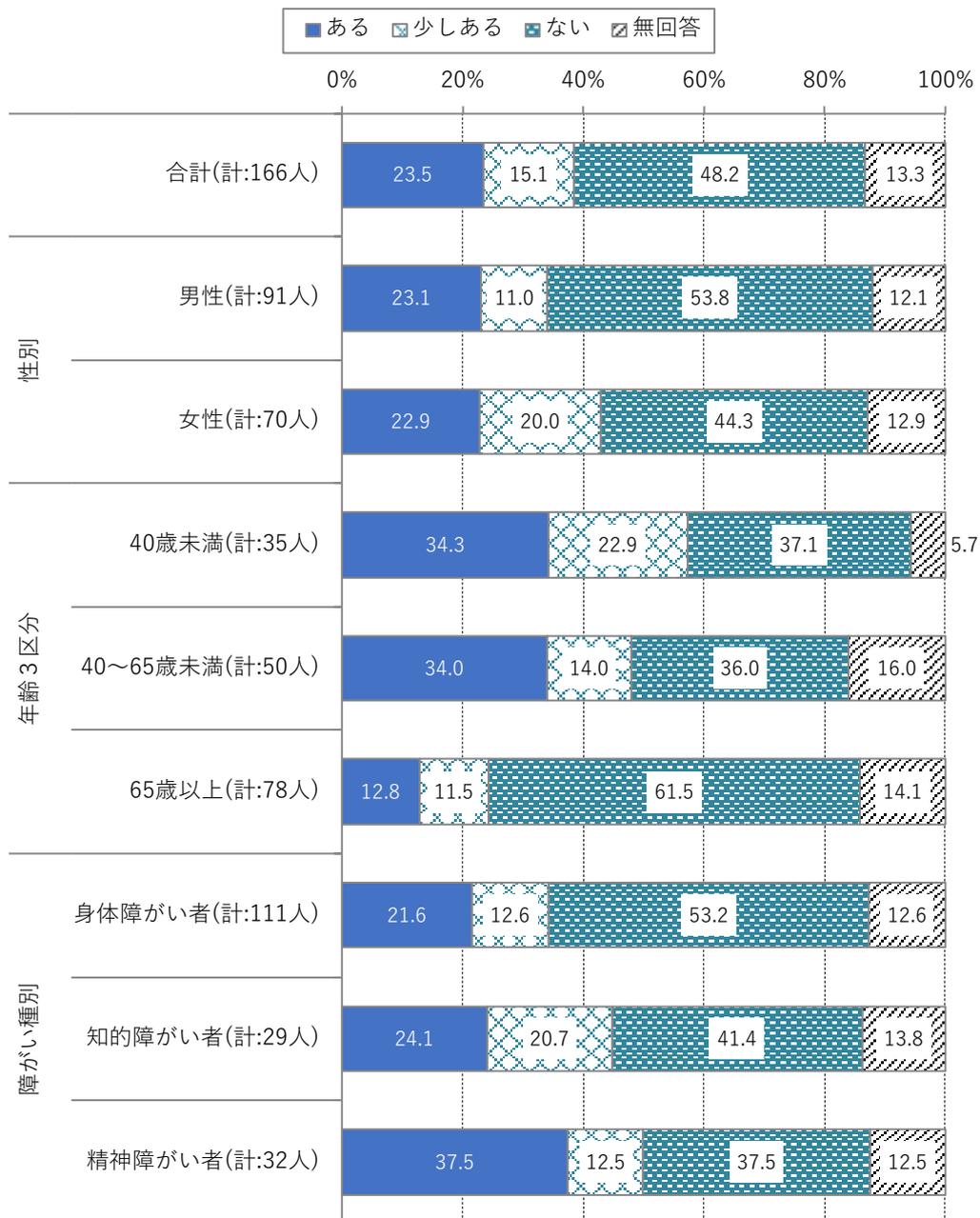


#### 具体施策

具体的な施策	施策の内容
町民対象の研修会の実施	広く町民の人権に関する意識を高めるために、様々な人権問題をテーマにした町民対象の研修会を実施します。
職員研修を通じた人権意識のさらなる高揚	職員研修を通じて人権意識のさらなる高揚を図り、様々な人権問題への理解の促進、人権を尊重する職員の育成に努めます。特に、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がい者支援の理念や合理的配慮に関する研修に取り組みます。
町民、行政が一体となった人権意識の高揚促進	町民、行政がそれぞれ役割を分担し、一体となって人権意識の高揚を図ります。
障がいや障がいのある人に対する理解の促進	障がいや障がいのある人への理解の促進に向けて、広報や町のホームページなどの活用、人権に関するパンフレットの配布、職員や町民向けの研修などを通じて啓発を行います。また、各種関係団体などと協働で、町民への意識の浸透を図ります。

具体的な施策	施策の内容
差別解消法に関する啓発・周知	差別解消法に関する啓発・周知を図ります。
相談・支援の体制整備	不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の問題について、相談・支援の体制整備を行います。
人権啓発事業の充実	関係機関との連携協力体制を維持しながら、人権啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な人権啓発方法を検討し、実施します。
福祉教育の推進	こどもの成長段階に合わせ、体験学習等を含めて系統的に実施する福祉教育や、各学校で実施されている交流事業を通じ、障がいに関する理解を深めます。
療育相談、就学相談等の実施	障がいのあるこどもの地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障がいのあるこどもを受け入れる保育園等への指導・助言に努めます。
成年後見制度の利用支援	障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、町民後見人や法人後見人の養成に取り組み、必要に応じて制度の利用を支援します。
就学等に関する相談・指導	学齢期に達するこどもに対しては、就学等に関する相談・指導を行います。
虐待の防止	障がい者虐待の防止等に関する事業所指導や町民向け広報による周知を図ります。また、関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期救済に取り組みます。

図表 16 差別や嫌な思いをする（した）経験



(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書 (令和5年10月)

## (2) 行政サービスにおける合理的配慮



### 現状と課題

平成 25 年 6 月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、行政機関による障がい者を理由とする差別の禁止や障がいのある人に対する合理的配慮の提供が求められています。

本町では、障害者差別解消法の施行を受け、各分野での教育を進めています。あらゆる場面での差別がなくなるよう、さまざまな広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発・広報活動を継続的に行い、障がい者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。今後も行政職員に対する福祉教育の充実が必要となります。



### 具体施策

具体的な施策	施策の内容
行政サービスにおける合理的配慮の追求	障がいのある人の権利を制限する社会的障壁の除去・軽減について、特に行政サービスにおいては、必要かつ合理的な配慮ができるよう、町をあげて取り組みます。
行政職員に対する研修の実施	行政サービスの実行者である行政職員が、求められる合理的配慮の考え方や、具体的な手段等について、より高い知見を持って業務に取り組めるよう、研修を実施します。
障がい特性に応じた手続き・情報利用が可能となるような取組の推進	選挙における配慮や公共施設の利用申し込みにおける配慮、活字文書読み上げ装置の設置等、障がい特性に応じた手続き・情報利用が可能となるような取組を引き続き推進します。
情報バリアフリーの推進	広報やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩などに配慮し、障がいのある人にとってみやすく、わかりやすい情報提供に努めます。また、障がいのある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入するなど、情報アクセシビリティの充実に努めます。

## (3) 地域福祉活動・交流活動の推進



### 現状と課題

障がいや障がいのある人に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある人が就労や社会参加等を行う上で大きな阻害要因となることから、障がいや障がいのある人に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。

障がいのある人と障がいのない人とのふれあいを促進していくことで、本町に暮らすすべての人から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

障がいのある人やその家族のことを普段から周囲の人が気かけ、声をかけ合うことで、少しでも当事者や家族の負担を軽減するとともに、手遅れになる前に関係機関につなぐことで深刻化を防ぐ必要があります。



### 具体施策

具体的な施策	施策の内容
ボランティア活動の促進	社会参加により、障がいのある人とない人との交流を促進するとともに、ボランティア活動に参加することにより充実感や生きがいを感じられることに留意して、ボランティアや生涯学習等の社会参加を促進します。
小地域ネットワーク活動の推進	地域福祉活動の推進に努め、地域の実情を把握するとともに、障がいのある人の相談を受け、困難な事例への対応などに努めます。また、高齢者・障がい者・こども等を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、ボランティアなどの自主的な活動を促進します。
関係団体の育成支援	障がい者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。また、小地域での「つながり・支えあい」活動への支援を行います。
社会資源を活用した地域とのつながりづくりの推進	地域の共同生活援助(グループホーム)やサロン活動等の資源を活用して、障がいのある人の地域における交流機会をつくるなど、地域とのつながりづくりを進めます。
交流機会の拡充とボランティアの育成	町民の福祉活動をはじめ、障がい者・高齢者団体等の自主的な活動を支援し、交流や憩いの場を提供するとともに、ボランティアの育成を進めます。
地域での交流などを通じた理解の促進	障がいや障がいのある人への理解を深めるため、地域の祭りや行事などの交流機会を通じて、障がいのある人と地域住民との交流を促進します。
講演会等における意思疎通支援の充実	町が主催する講演会等においても手話通訳者の派遣等を行い、誰もが参加しやすい場づくりに努めます。

## (4) 安全・安心のまちづくり



### 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとって安全で便利で、快適な環境です。障がいのある人への配慮を特別なこととせず、すべての町民にとって暮らしやすい生活環境を整備することは非常に重要です。

古い住宅仕様は障がいのある人や介護を要する高齢者にとって段差が多く移動が困難であり、家族の介護負担を増やす要因となっているため、障がいがあっても将来にわたり地域で安全に自立して生活できるよう、障がいの程度や部位に最大限配慮した生活環境を整備する必要があります。

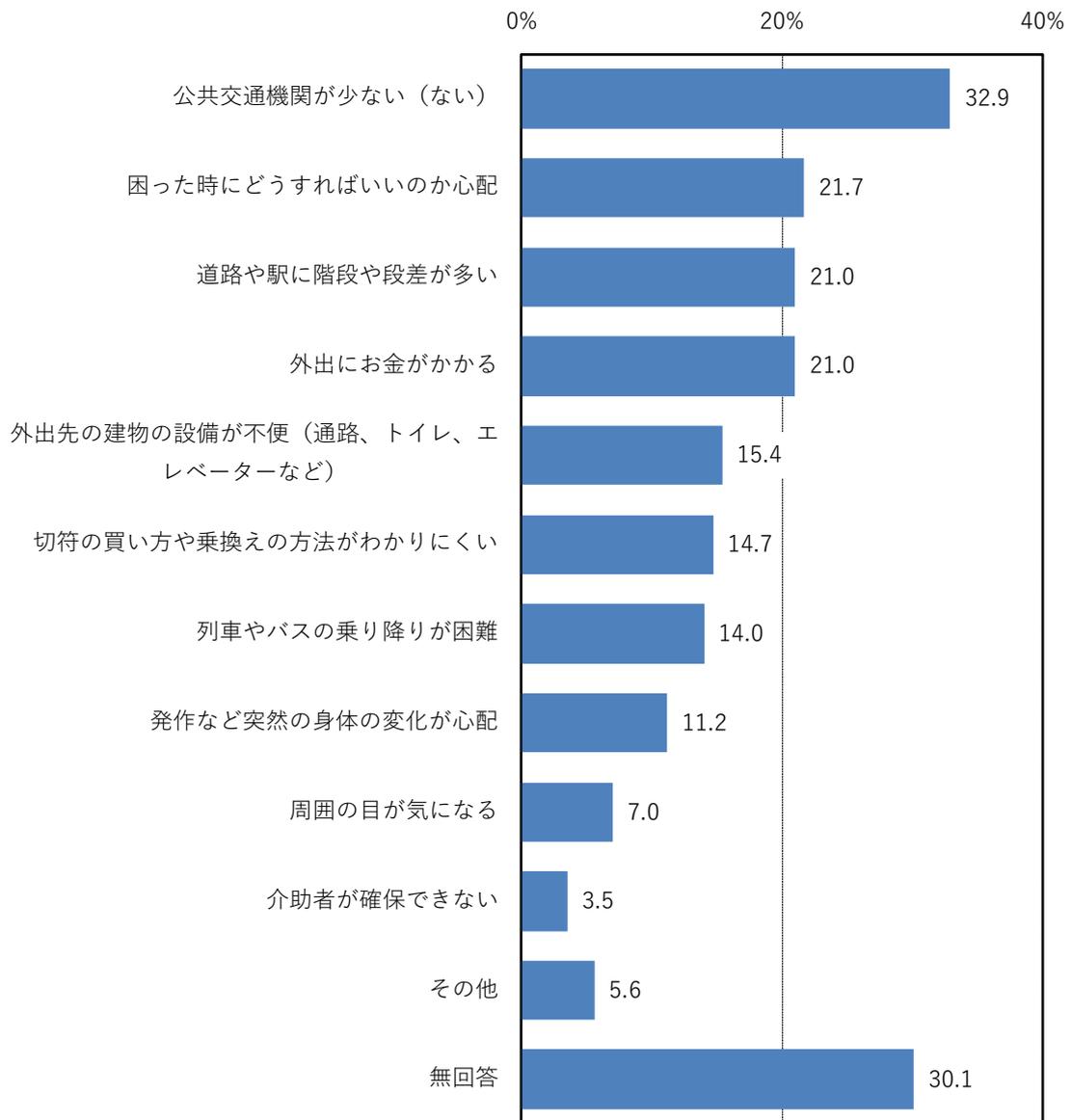
従来の「ハートビル法」、「交通バリアフリー法」を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が、平成 18 年 12 月 20 日より施行されています。しかし、アンケート調査結果では、外出に際しての困りごととして「道路や駅に階段や段差が多い」

(21.0%) が上位に挙げられており、施設等のアクセシビリティに配慮すべき箇所は依然として多く残されていることが分かります。

大雨による低地の浸水や河川の氾濫などの水害、土砂災害、台風による暴風雨害など、発生の恐れがある災害は様々です。平成 29 年の豪雨被災、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月豪雨等、本町は毎年のように豪雨に見舞われています。このように頻発する災害に直面し、町民の災害に対する不安が一層高まることが予想されます。

アンケート調査結果をみると、火事や地震などの災害時にひとりで避難することが「できない」または「わからない」と回答した人の割合は過半数（56.0%）であり、特に知的障がい者は 72.4% になっています。それぞれの障がいの特性や障がいの程度、ご家族等の事情にも寄り添って、個別に対応していくことが大切です。

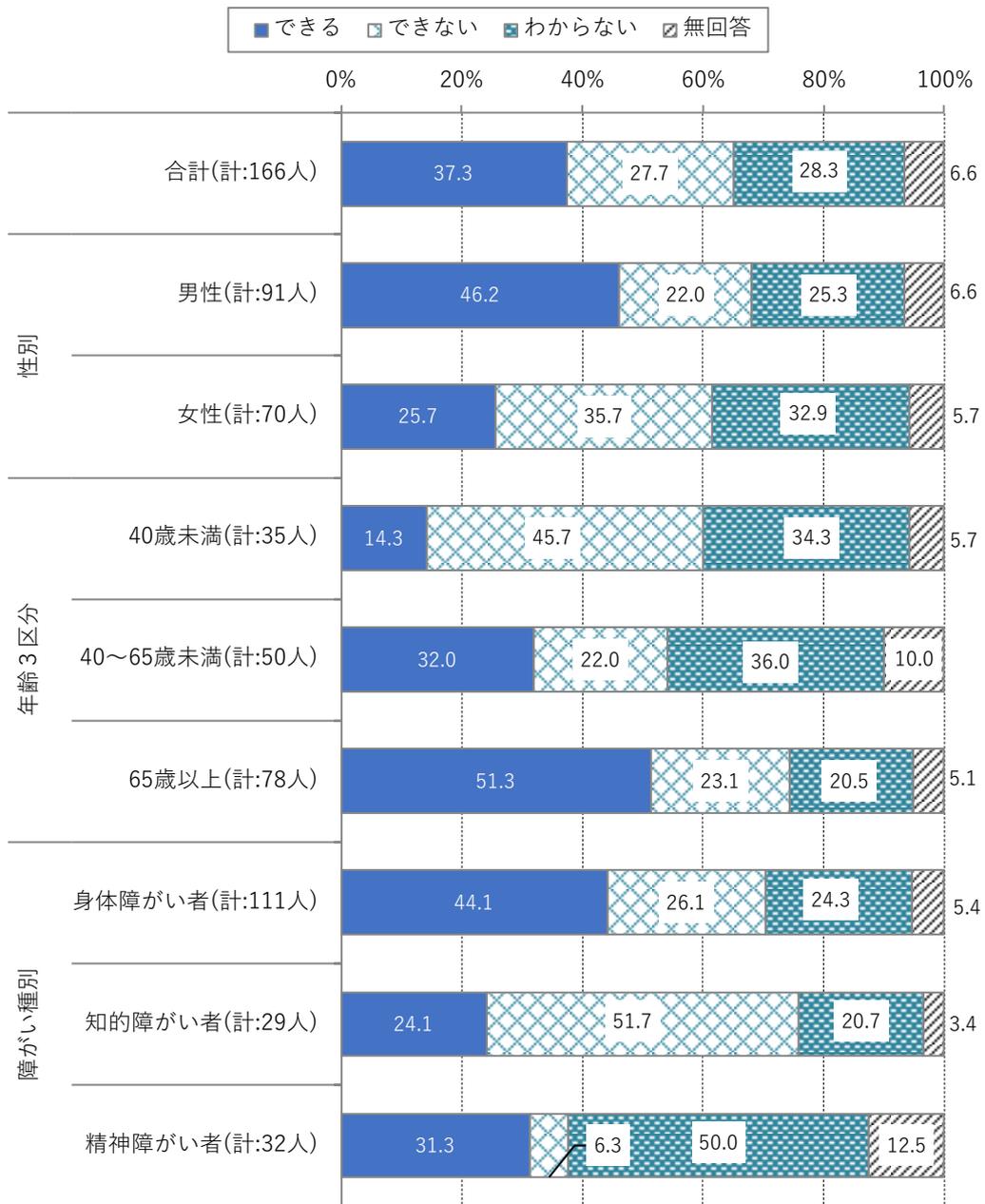
図表 17 外出する際に困ること



計：143人

(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書 (令和5年10月)

図表 18 火事や地震などの災害時に一人で避難できるか



(出典) 福祉に関するアンケート調査結果報告書 (令和5年10月)



## 具体施策

具体的な施策	施策の内容
公園整備・改修の推進	「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、関連機関と連携しながら、整備・改修を進めます。
町営住宅の整備・住宅改造助成の促進	町営住宅について、必要に応じて計画的なバリアフリー化を進めます。また、屋内の移動に支援が必要な重度の障がいのある人に対し、居宅の段差解消やスロープの設置工事などのため、住宅改造助成を行います。
避難行動要支援者への支援の充実	「避難行動要支援者」個別計画の整備を進めます。
地域における共助の推進	自主防災組織等、地域における共助を推進し、支援体制の強化を図っていくとともに、情報の伝達手段や避難所の整備等について、災害発生時に実効性のある支援計画の策定を推進します。
福祉施設や医療機関との連携	要配慮者の心身の状況に配慮した避難場所を確保できるように、福祉施設や医療機関との連携を強めます。
自主防災組織の育成	地域団体等と連携し、自主防災組織の結成促進や防災・避難訓練等の実施を促進し、障がいのある人などが、災害時にも避難できるように体制づくりを進めるとともに、地域での防災活動を促進します。
防災・防犯への取組	広報、町のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。また、民生委員児童委員や地域住民の理解を得ながら、災害時における障がいのある人々の支援ネットワークづくりの推進に努め、一層の防災意識の向上へとつなげます。
防犯知識の周知徹底	障がいのある人等への犯罪被害を防止するため、防犯知識の周知徹底や悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、防犯活動の充実を図り、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組を強化します。



## 第5章 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画



# 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

## 1 令和8年度の成果目標

第6期計画等では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本町の実情を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。

#### 【国の指針】

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

本計画では、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら、本人の意向に沿った地域生活への移行が実現できるよう、地域移行支援及び地域定着支援の周知と利用の促進、多様な形態の住まいの整備等に努め、以下の目標値を定めます。

数 値 目 標		
第6期計画 の実績	令和4年度末現在の施設入所者数 <sup>※1</sup>	19人
	令和4年度末までの地域生活移行者数 <sup>※2</sup>	1人
本計画の 目標値	令和8年度末の施設入所者数	18人
	令和8年度末までの削減数 <sup>※3</sup>	1人

※1 なるべく現状に近い数値として、令和5年10月末現在の施設入所者を含んだ数を掲載しています。

※2 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

※3 令和8年度末までの削減数は、令和5～8年度末までの地域生活移行者数及びその他の退所者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障がい者に関する目標値を定めることとしています。

### 【国の指針】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：  
3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

本町では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、田川地区障がい者自立支援協議会を活用し、保健、医療、福祉関係者との連携強化を図ってきました。

今後も、田川地区障がい者自立支援協議会において協議を重ねながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

数 値 目 標	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	町または田川圏域にて設置
退院可能精神障がい者の地域生活への移行	1人

### (3) 地域生活支援の充実

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととされています。

また、国の基本指針では、新たに強度行動障がいをもつ障がい者等への支援体制の充実が求められており、強度行動障がいをもつ人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとします。

#### 【国の指針】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること **【新規】**

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、協議を進めます。

数 値 目 標	
地域生活支援拠点等の整備	田川圏域にて面的設置(1か所)
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	実施

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

### 【国の指針】

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障がい者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

目 標 値		設定の考え方
令和8年度の一般就労移行者数	1人	令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和3年度実績値(0人)の1.28倍以上
令和8年度の一般就労移行者数(就労移行支援)	1人	令和8年度就労移行支援から一般就労への移行者数 令和3年度実績値(0人)の1.31倍以上
令和8年度就労移行支援事業所割合(就労移行支援)	—%※	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人	令和8年度就労継続支援A型から一般就労への移行者数 令和3年度実績値(0人)の1.29倍以上
令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援B型)	0人	令和8年度就労継続支援B型から一般就労への移行者数 令和3年度実績値(0人)の1.28倍以上
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数 令和3年度実績値(0人)の1.41倍以上
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	—%※	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

※町内に就労移行支援事業所がないため目標を設定しておりません。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置をすることとしています。

### 【国の指針】

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

目標値		備考
令和8年度末までに児童発達支援センターの設置数	2か所	田川圏域内
令和8年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所	
令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	10か所	田川圏域内
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	田川圏域の市町村共同で、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向けて検討します
令和8年度末までに障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の移行調整に係る協議の場を設置	—	田川圏域内で検討します

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、基幹相談支援センターの設置により地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとしています。

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、取組に必要な協議会の体制を確保します。

### 【国の指針】

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 **【新規】**

目標値		備考
令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置	1か所	田川圏域の市町村にて共同設置

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしています。

### 【国の指針】

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

目標値		備考
サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制構築	実施	

## 2 障害福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

### （1）訪問系サービス

本町における訪問系サービスの利用者数や利用量は、一定の伸びがあるため、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。

#### ① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障がい支援区分が区分1以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

令和2年度から令和4年度までの平均合計数及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度の見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度の見込量を算出します。

#### ② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

#### ③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

令和2年から令和4年度の実利用者は3名であるため、令和4年度の数値を基準に見込量を算出します。

## ④ 行動援護

「行動援護」は、知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。障がい支援区分が区分3以上の人で、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人を対象となります。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障がい支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	350	334	325
	人	30	28	27
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	25	25	25
	人	3	3	3
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

### 【確保方策】

サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。  
あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。  
引き続き、障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 障がい者支援施設生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障がい支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象となります。

令和2年度から令和4年度までの平均合計数及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

### ② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

令和4年度の実利用者は2名であり、令和2年から令和4年度の数値の平均値を基準に見込量を算出します。

### ④ 就労選択支援

「就労選択支援」は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

## ⑤ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

令和4年度の実利用者は1名であり、令和4年度の数値を基準に見込量を算出します。

## ⑥ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

令和2年度から令和4年度までの実績及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

## ⑦ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

令和2年度から令和4年度までの実績及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

## ⑧ 就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

## ⑨ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障がい者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障がい支援区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障がい支援区分が区分5以上の人に対して必要なサービスです。

令和2年度から令和4年度までの実績及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

## ⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

「短期入所（福祉型・医療型）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者等を障がい者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

令和2年度から4年度までで利用実績はありませんが、支給決定実績が令和2年度及び3年度においてあったため、決定件数を元に算出します。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	670	672	674
	人	34	34	34
うち重度障がい者	人	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0
	人	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	10	10	10
	人	2	2	2
うち精神障がい者	人	0	0	0
就労選択支援	人日分		24	8
	人		3	1
就労移行支援	人日分	15	15	15
	人	1	1	1
就労継続支援(A型)	人日分	290	319	348
	人	20	22	24
就労継続支援(B型)	人日分	1,064	1,116	1,167
	人	62	65	68
就労定着支援	人	1	1	1
療養介護	人	3	3	3
短期入所(ショートステイ)(福祉型)	人日分	1	1	1
	人	4	4	4
うち重度障がい者	人	0	0	0
短期入所(ショートステイ)(医療型)	人日分	1	1	1
	人	1	1	1
うち重度障がい者	人	0	0	0

## 【確保方策】

今後もサービス利用者数の増加や施設入所者等の地域移行により、いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

## (3) 居住系サービス

### ① 自立生活援助

「自立生活援助」は、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

### ② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障がい者が、地域生活への移行を行う上で非常に需要が見込まれることから、グループホームの民間整備をより一層推進します。また、障がいの種別や程度にかかわらず、障がい者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用した医療的ケアや強度行動障がいなどの重度障がい者等を受け入れるグループホームの整備を推進していきます。

### ③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障がい支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

#### ④ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を行うことで、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。

現在、田川地区8市町村（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）共同で地域生活支援拠点である田川地区障がい者基幹相談支援センターを令和2年度より設置し、様々な相談を受け付けています。

今後、現在実施している相談の機能のみならず、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能についても面的に整備できるよう検討していきます。また、運用状況の検証及び検討の方法について引き続き協議しています。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0
うち精神障がい者	人	1	1	1
共同生活援助	人	31	29	27
うち重度障がい者	人	1	1	1
うち精神障がい者	人	1	1	1
施設入所支援	人	19	19	18
地域生活支援拠点等	か所	1	1	1

#### 【確保方策】

障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから幅広い事業者の参入を促進していきます。あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、事業者間の交流を促進することにより、事業者の運営の適正化を図ります。また、障がい者が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し、障がい者施策や障がい者に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。

## (4) 相談支援サービス

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。

サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。

### ② 地域移行支援

障がい者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。

これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。

### ③ 地域定着支援

地域における単身の障がい者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。

これまでの利用実績や今後の地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人(年間)	125	127	130
地域移行支援	人(年間)	2	2	2
うち精神障がい者	人(年間)	1	1	1
地域定着支援	人(年間)	2	2	2
うち精神障がい者	人(年間)	1	1	1

#### 【確保方策】

事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。

## 3 障がい児福祉サービス

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

### （1）障がい児通所支援

#### ① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

令和2年度から令和4年度までの実績及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

#### ② 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

令和2年度から令和4年度までの実績及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

#### ③ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

令和2年度から令和4年度までの実績及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

## (2) 障がい児入所支援

### ① 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

令和2年から令和4年度において利用者がいないため、今後も利用者を見込んでいません。

## (3) 相談支援

### ① 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障がい児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

令和2年度から令和4年度までの実績及び増減を基に、令和4年度数値を基準として令和6年度見込量を求め、以降令和7年度、令和8年度見込量を算出します。

### ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置を行います。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	190	228	266
	人	15	18	21
放課後等デイサービス	時間	450	504	576
	人	25	28	32
保育所等訪問支援	時間	38	38	38
	人	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
福祉型児童入所支援	人	0	0	0
医療型児童入所支援	人	0	0	0
障がい児相談支援	人(年間)	40	46	53

### 【確保方策】

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費の補助を行い、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れ担当職員を配置した場合の委託料の加算及び施設改修費の助成を行うことで、障がい児等の受入れを進めていきます。

## 4 任意事業

本町では、任意事業として日中一時支援事業、身体障がい者自動車改造等助成事業、更生訓練費給付事業を実施しています。

### ① 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	か所	5	5	5
	人	6	6	6

### ② 身体障がい者自動車改造等助成事業

身体障がい者自動車改造等助成事業は、身体障がい者が、就労等のため自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する費用を助成します。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者自動車改造等助成事業	件	1	1	1

### ③ 更生訓練費給付事業

就労移行支援又は自立訓練を行う人に更生訓練費を支給します。

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	件	1	1	1

## 第6章 計画の推進のために



# 第6章 計画の推進のために

## 1 計画の推進

### (1) 地域での推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会でいきいきと活動できる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

### (2) 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する部課及び関係機関等との連携を一層強化するとともに、すべての関係者が一体となって計画的に施策を推進します。

## 2 計画の評価

障がい者基本計画及び障がい福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て、実行し、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで取組の改善・見直しを行う、いわゆる「管理サイクル」を構築・運用することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価は定期的に行います。また、国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しの際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。

---

## 添田町第3次障がい者計画

### 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行 添田町役場  
編集 福祉環境課  
住所 〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151  
TEL : 0947-82-1231 FAX : 0947-82-2869  
発行年月 令和6年3月

---